（ 続紙 １ ）

京都大学	博士（　人間・環境学　）	氏名	青山康高
論文題目	言語帝国主義――英語と世界制覇の夢と現実 Leviathan of English: Global Language as Global Conquest		

（論文内容の要旨）

本学位申請論文は第二次世界大戦後、特に過去四半世紀を中心に、英語圏の政策意図として「言語帝国主義」と呼ぶものの存在と展開を、イギリス、アメリカ合衆国、オーストラリアの各国別に分析し、企画する側からの理論的根拠がいかなるものであったかを解明し、文明論的な意義を論じて概観しようとするものである。

論文は序論と三章から構成されている。序論では、検証すべき対象として英語圏諸国の、対外政策の一つであるパブリック・ディプロマシー（公共外交）を取り上げ、そこで英語普及政策が重要な役割を果たしてきた事実を指摘している。そしてその目的が従来の政治宣伝「プロパガンダ」に類し、英語の普及自体が、母語話者にとって政治的な宣伝効果を持つものとして遂行され、同時に他国の消費者動向を左右しようとする戦略であって、「公共外交」の進行は英語という媒体をさらに利権と複合させ、非中立的なものにするという仮説を提起している。

第一章「白昼の言語戦略」は三節に分かれ、各説でイギリス、アメリカ合衆国、オーストラリア三国をそれぞれ扱い、各国の対外言語政策を歴史的に叙述し、さらに政策発祥の思想的背景を論じている。第一節では、第二次世界大戦後のイギリスの「海外情報サービス」、すなわちブリティシュ・カウンシルやＢＢＣの英語の放送や教授を担う組織、外務連邦省、教育省、シンクタンクなど英語普及関連組織の白書報告書、関係者の公的発言などをもとに、今世紀に至るまでの対外言語政策路線をたどる。チャーチルのBASIC English構想に始まり、1960～70年代に、英語の経済的役割への認識が英指導層の間で広まり、90年代には英国経済が英語のおかげで飛躍的な発展を遂げたこと、21世紀に入るとブレア政権のもとで、アフガニスタンやイラク戦争にみられる反英感情への対処策として、中東における英語教育政策が展開されたことが叙述される。

第二節「アメリカ」では、ＵＳＩＡ（合衆国情報局）、国務省、国際開発庁、国防省、中央情報局の文献や公共外交政策担当者の議会証言、最高裁判所のレポートなどから、政府によって、英語の海外普及が心理作戦の一部として一貫して把握されてきたことが実証される。アメリカ合衆国は、マスメディアと連動した英語の普及戦略を推し進めるだけではなく、メディアを通じた「発話行為論」的な効果や、「意味論の巧妙な利用」によって、語彙の意味をも操ろうとする政策があることを明らかにしている。冷戦期のアイゼンハワー、ケネディ、ブッシュ（父）政権以降も、クリントン政権時のクリントン・ドクトリンと英語普及の関係、ブッシュ（子）政権時の対テロ政策としての英語教育普及、さらにオバマ政権のソーシャル・メディアの活用など、公共外交としての言語政策は、現在も継続している点を指摘している。

第一章第三節「オーストラリア」では、以上を踏まえて英米との相乗効果によって国力以上に影響力を行使することを、政策の特徴と捉える。

第二章「サイバネティクスとしての英語教育」では、英語の世界的受容と定着が将来何を意味するかを大局的に問い、英語に関して一般的に容認される定説、たとえばバイリンガリズム達成の容易さや英語公用語論が吹聴されることも、言語帝国主義の徴候として論じている。第一節「無視され続ける初等英語教育の実態」は、世界中の教育現場からの研究例や第二言語習得に関する学説をとりあげ、言語間のコード・

スウィッチング現象や、語学以外の学習分野との発達関係、全般的な認知発達に貢献する母国語能力への影響など、英語の早期導入の問題点を指摘し、政府や教育界の言説の流れがいわば英語利権の静かなる圧力によって、学問や教育政策におけるしかるべき議論を妨げ正常に機能していないとして、これに対峙することが急務であると提唱する。

第二節「言語ブランド志向から見た公用語論」では、「プレース・ブランド」から推論される「言語ブランド」という概念を提起し、公共外交においてそれが、会計学でいう「グッドウィル」や「のれん価値」と類似性を有していることを例証しこうした見解に基づいて第二公用語論を考察すれば、それがいかに非経済的で、合理性も欠け、英語圏諸国のみが優先されているかを論じている。

第三節「言語のサイバネティクス」は以上を理論的に敷衍し、マーシャル・マクルーハンの論説やウイルダー・ペンフィールドの研究などを取り挙げながら、言語を一種のテクノロジーとして捉え、ノーバート・ウィーナーのサイバネティクスの基本概念と言語とを比較する。サイバネティクスでいう信号やフィードバックなどが言語の性質と類似しているため、言語もサイバネティク・コントロールのメカニズムとして分析可能であると論じている。またそれに関連し、19世紀から、たとえばイギリスの宣教活動やアメリカ西部のインディアン教育においても、担当者が英語そのものを一種の説得手段として認識してきたことを例証している。

第三章「これからの語学教育」は、これまでに得た教訓を認識した上で、外国語教育と国語教育の両方についての提案を行う。第一節「これからの外国語教育政策」では、義務教育における外国語の意義を「実用性」と「教養性」の観点から考察している。「実用性」に関しては、投資分散、比較優位、限界効用逓減、相乗効果の経済的視座から検討すべきこと、「教養性」に関しては、多数の外国語からの選択を認める教育システムの構築を模索し、政策としての機械翻訳プロジェクトの推進や、言語についての内政不干渉の確認を提唱している。

第二節「外国語教育に伴う国語政策」では、外国語教育において英語の圧倒的な存在感が、客観性を喪失させ、「言語神格化」の現象を引き起こしていると捉えている。英語の単語や文法が、最も普遍的な言語形態で、重要視されるべき概念を備えているといった思い込みや、学術上の概念の正当性と意義を英語の表現に求めようとするのもその一例として挙げている。

最後に「引用文献について」は、結論の役割を果たしている。本論文に関わる引用文献のおかれている状況や、これまでの日本における英書翻訳の問題を取り挙げて、そこに現れる翻訳者や出版社の英語への過剰な気遣いが、虚構をもたらすとしている。さらに英語圏における英語の推進機構が、英語教授によって直接的に言語を普及させるだけでなく、他言語で著される論評や出版を通して英語の拡張に対する一般論にまで関与していることを指摘する。以上の議論に基づきは、序論に危惧された認知的均質化と、英語の全体的な性質に対抗することがますます困難になると主張している。

（　続紙　２　）

（論文審査の結果の要旨）

本学位申請論文『言語帝国主義―英語と世界制覇の夢と現実』は、第一次世界大戦後から現在までの、半世紀以上にわたって継続される英語圏主要国家、イギリス、アメリカ合衆国、オーストラリアの、干渉的な対外言語政策を「言語帝国主義」とみなし、それらの政策の立案者や実施にあたった人びとが採用した、言語学、哲学、心理学、大脳生理学、社会学、政治学、経済学における理論的枠組みおよび政策的メカニズムの解明を試みたものである。現在では 「公共外交」（public diplomacy）と称されている、これらの国々の対外言語政策に内在するさまざまな潜在的問題の危険を摘出し、総合的、理論的に論じたものとしては、先駆的な試みということができる。従来の言語帝国主義論は、語学学習者に焦点がおかれ、中心にあって文化的ヘゲモニーを有する少数の人びとに付与するかたわら、優位の言語が、「辺境」に位置する「学習者」の生活に、いかにネガティヴに働くかを主に論じてきた。申請者は、各国のそれぞれの政府の外交政策の中で、こうした言語帝国主義の実現がはかられた事実を明らかにしている。また、戦後から現在に至るまでの、イギリスにおける保守党・労働党間、アメリカ合衆国における共和党・民主党間でそれぞれくりかえされた政権交代にもかかわらず、そうした政策が組織やプランを変更しつつも、政策において一貫していたことを証明している。これはとりわけ重要な貢献であるといえる。

申請者は研究を遂行するにあたって、きわめて広範な証拠を収集し利用している。その依拠した資料は、政府有力者の発言や、各種の公的機関による調査の報告、雑誌への寄稿、新聞記事、公式声明など多岐にわたる。これらの中に、英語の世界への普及に、彼らの利害が大きく関わっているという見解が、絶えずくりかえし語られていることを明らかにしている。この資料の広範囲でかつ徹底した掘り起こしを行ったことが、本論文のメリットの第一である。

さらに、申請者は言語普及政策の立案の根拠としてきた多くの学術領域における学説を検証しているが、それは申請者が専門的に携わってきた認知言語学の領域にとどまらず、分析哲学、行動心理学、大脳生理学、社会学、政治学、経済学などきわめて多岐にわたり、それぞれの領域において深い理解を示している。その点で、本論文は脱領域的で境界横断的であるということができ、本研究科が掲げる学際的研究の理念によく合致するものであると評価しうる。そのことが本論文のメリットの第二である。

また本論文は、世界において、とりわけわが国において英語教育を実践するにあたっての多くの政策的助言によって締めくくられている。申請者は、なかでも日本において英語教育が、対費用効果という見地から査定される必要があるにもかかわらず、無批判に受け入れられていること、またそのことによって幼少期の人格形成途中にある初学者への認知上の障害が生じる可能性のあることを指摘する。これらの警告はきわめて適切であり、提示される代替案も考慮に値する。

しかし、本論文にも問題がないわけではない。例えば、教育対象が認知・認識の形

成途上である初学者の場合と成人である場合とを同列に論ずることには問題があるであろうし、この政策が実効性をもつためには、申請者が想定する以上に多くの協力者を必要とすることになるであろう。しかしそれ以上に指摘すべきことは、多数引用される、政策立案者の意図を示す発言について、多くの場合、必ずしもその発言がなされた文脈に関して十分な検証が行われているわけではない点である。すべての「公共外交」を干渉的なものとして認定するには、申請者が行った以上のより厳密で実証的な手続きを必要とする。リンガ・フランカとしての国際共通語の必要は自明のことであり、それを超えた政策意図が存在することを根拠に、いわゆる「陰謀理論」との差異を明確にして、新たな世界秩序のパラダイムをつくりだす、という本論文の実践的な目的のためにも、それはより厳密でなければならない。

これらいくつかの問題を抱えるとはいえ、本論文は、明確な研究の意図のもとに仮説を提示し、その有効性を証明するために現時点で望みうる十分な成果を挙げていると評価できる。

よって本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成25年２月４日、論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日：　　年　　月　　日以降